



⑥ 補装具・日常生活用具の支給

補装具費の支給

身 難

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

身体障害のある方や難病患者等が日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を購入・修理・借受けする場合、補装具費を支給します。

内 容

しょうがいべつ 障 害 別	ほ そう ぐ 補 装 具
しかくしょうがいしゃ じ 視覚障害者 (児)	しかくしょうがいしゃ あんぜん ぎ がん きょうせい め が ね 視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、 じゃくしめ が ね しゃこうめ が ね 弱視眼鏡、遮光眼鏡
ちようかくしょうがいしゃ じ 聴覚障害者 (児)	ほちようき 補聴器
したいふじゆうしゃ じ 肢体不自由者 (児)	ぎしゅ ぎそく そうぐ くるま でんどうくるま 義手、義足、装具、車いす、電動車いす、 ほ こう き ほ こう ほじょ じ にちじよう 歩行器、歩行補助つえ (T字つえは日常 せいかつようぐ ざ い ほ じ そうち じゅうどうしょうがいしゃよう 生活用具)、座位保持装置、重度障害者用 い し でんたつそうち 意思伝達装置
したいふじゆうじ さいみまん 肢体不自由児 (18歳未満)	ざ い ほ じ きりつ ほ じ ぐ とうぶ ほ じ ぐ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、 はいべんほじょぐ 排便補助具
ないぶしょうがいしゃ じ 内部障害者 (児)	くるま 車いす
なんびようかんじゃとう 難病患者等	くるま でんどうくるま じゅうどうしょうがいしゃ い し 車いす、電動車いす、重度障害者意思 でんたつそうち くつがたそうぐ ほ こう き 伝達装置、靴型装具、歩行器など

※借受けの種類は限られます。詳しくは窓口でご相談ください。

対 象 身体障害者手帳をお持ちの方及び障害者総合支援法の対象となる難病患者等 (対象疾病 157～159 ページ参照)

※本人または配偶者のうち、住民税 (区民税) 所得割 46 万円以上の方がいる場合は対象になりません。

※介護保険、労災など他の制度が優先適用されます。

※治療用装具は医療保険による給付が受けられるため、対象にはなりません。

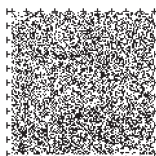
※障害児は、所得制限の撤廃により、すべての世帯が申請可能になりました。

利 用 料 原則として基準額の範囲でかかった費用の 1 割が利用者負担となります (所得に応じて月額 37,200 円の負担上限額があります)。

※基準額を超えて購入や修理を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。

※住民税非課税世帯・生活保護世帯については、1 割の負担はありません。

※障害児は、区の独自助成により、利用者負担額を全額助成します。



【申請から支給まで】

支給決定を受ける前に購入・修理・借受けをされた用具は支給対象になりません。必ず事前にご相談ください。

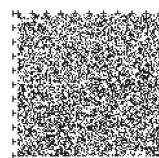
1. 相談 補装具の種目により医師意見書が必要な場合は用紙をお渡しします。
2. 申請 申請書、意見書を区に提出
3. 判定 補装具の種目により、以下の判定方法があります。

東京都心身障害者福祉センターで直接判定	義肢、装具、電動車いす、座位保持装置など
東京都心身障害者福祉センターで書類判定	重度難聴用補聴器など
区で書類判定	眼鏡、高度難聴用補聴器（片耳）、歩行器など
区で身体障害者手帳の障害名などにより判断	視覚障害者安全つえ、歩行補助つえなど

※車いすは形式等により判定方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※直接判定は、利用者が東京都心身障害者福祉センターに行き、直接判定を受けるものです（判定の予約は区を通して行います）。また、書類判定は、指定医等作成の意見書により判定を行うものです。

4. 業者選定 見積書を区に提出
5. 支給決定 支給決定通知書・支給券の交付
6. 納品 利用者負担額を業者にお支払いください。



にちじょうせいかつようぐひとう しきゅう 日常生活用具費等の支給

身 知

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

身体や知的に重度の障害のある方や、難病患者等が、円滑な日常生活を送るための用具の支給や住宅設備改善費を支給します。

内 容 【支給種目】

1. 介護・訓練支援用具
2. 自立生活支援用具
3. 在宅療養等支援用具
4. 情報・意思疎通支援用具
5. 排泄管理支援用具
6. 住宅設備改善

※詳細は別表（169～173 ページ）のとおりです

対 象 身体や知的に重度の障害のある方、難病患者等

※品目により対象となる障害等が異なります。

※現金支給ができませんので、用具等を買う前にご相談ください。

※介護保険対象の方は、介護保険が優先となります。

※介護保険制度等他の同様のサービスが利用できる方は、重複してのご利用はできません。

利 用 料

所得状況	利用料
生活保護受給世帯 / 区民税非課税世帯	無料
区民税課税で所得割課税額 46 万円以上の者がいない世帯	1 割負担（負担上限額 37,200 円）
区民税所得割課税額 46 万円以上の者がいる世帯	支給対象外（全額負担）

※利用者が満 18 歳未満の障害児の場合、利用者月額上限負担額は 0 円とする。

